

# グリーン調達基準書



2021年4月1日 第21版

## はじめに

グローリーはその経営方針に環境保全を織り込み、環境保全を経営の重要な一要素としています。事業活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていくため、環境マネジメントシステムを導入し、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減、化学物質の適正管理から環境配慮型商品の開発まで幅広く取り組んでいます。

環境配慮型商品を提供するための、製品（材料、部品、ユニット等）調達段階での取組みとして、グローリーは環境に配慮された製品を、環境保全に協力的な取引先から調達する「グリーン調達」を推進いたします。

グローリーのグリーン調達は本ガイドラインに基づき推進いたしますので、お取引先様のご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願ひ致します。

グローリー株式会社  
環境マネジメント担当役員  
山本 勝則

# 目 次

	頁
1. グローリーの環境方針	4
2. グローリーのグリーン調達の考え方	5
2-1 目的	
2-2 適用範囲	
2-3 評価基準	
3. お取引先様の環境保全活動に関する評価基準	6
3-1 環境マネジメントシステムの構築	
3-2 製造工程で使用する環境影響物質の不使用	
3-3 製品含有化学物質管理体制(CMS)の構築	
4. 調達する製品に関する評価基準	7
4-1 グローリー指定化学物質の規制遵守	
4-2 省エネルギー	
4-3 再資源化への配慮	
4-4 処理、処分の容易化	
4-5 包装材の環境配慮	
5. 情報の提供	9
5-1 納入品に関する情報の提供	
5-2 非含有保証書、含有報告物質(SVHC)確認書の提出	
5-3 回答方法	
6. お問い合わせ先	10

## 【添付資料】

- 様式 a R o H S 指令の特定有害物質に関する非含有保証書
- 様式 b 含有禁止物質に関する非含有保証書
- 様式 c 含有報告物質(SVHC)確認書

## 1. グローリーの環境方針

グローリーでは、その環境保全活動の行動指針として「環境方針」を定めています。

### グローリーグループ環境方針

私たちは地球にやさしい行動と環境に配慮した製品・サービスを提供し、持続可能な社会の実現に貢献します

1. 法令等の遵守  
環境法規制やステークホルダーからの要求事項を遵守する。
2. 地球温暖化の防止  
エネルギーの使用を削減し、温室効果ガス排出の低減に努める。
3. 資源循環の推進  
資源の有効な利用に努め、製品の回収・リサイクルを推進する。
4. 化学物質による汚染の予防  
化学物質を適正に管理し、製品の有害物質を削減する。
5. 生物多様性の保全  
地域貢献活動を通じて、一人ひとりが生態系の保全に努める。
6. 環境情報の適正な開示  
情報開示を積極的に行い、ステークホルダーの要望に応える。

本方針を実現するため、環境目標を定めて取組み、継続的な改善を図る。

この環境方針は、当グループのために働くすべての人に周知するとともに、外部からの要請に応じて開示する。

環境マネジメント担当役員

山本 勝則

## 2. グローリーのグリーン調達の考え方

### 2-1 目的

グリーン調達の推進により、環境負荷の少ない資材を購入することで、お客様に環境に配慮した商品を提供し、地球環境保全、及び循環型社会の構築に貢献することを目的とします。

### 2-2 適用範囲

本基準書は弊社と取引しているお取引先様の環境保全活動、及び調達する製品（材料、電気部品、機構部品、ユニット、完成品等）について適用します。

### 2-3 評価基準

グローリーは、以下のようにグリーン調達を推進します。

- a) お取引先様の環境保全活動に関する評価基準  
環境保全活動を推進しているお取引先様からの調達
- b) 調達する製品に関する評価基準  
環境負荷が少なく有害化学物質を含まない製品の調達

### 3. お取引先様の環境保全活動に関する評価基準

#### 3-1 環境マネジメントシステムの構築

弊社が調達する製品を製造している工場、事業所等において環境マネジメントシステム（EMS）<sup>\*1</sup>を構築している。

EMSは、第三者認証（ISO14001<sup>\*2</sup>、エコアクション21<sup>\*3</sup>、エコステージ<sup>\*4</sup>、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード<sup>\*5</sup>等）の取得が望まれますが、自社構築<sup>\*6</sup>でも可とします。

\*1 環境マネジメントシステム

環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステム（仕組み）

\*2 ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格

\*3 エコアクション21

環境省がガイドラインを策定し、（財）地球環境戦略研究機関が運営する制度

\*4 エコステージ

一般社団法人エコステージ協会が開発し、普及を進めている制度

\*5 KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

「特定非営利活動法人・KES環境機構」が運営する制度

\*6 自社構築

自社構築の場合は、以下の4項目を含むEMSを構築してください。

- ①環境方針の策定
- ②環境負荷の把握
- ③環境目的・目標の策定と実施
- ④環境管理組織体制の設置

#### 3-2 製造工程で使用する環境影響物質の不使用

納入品の製造時に、「グローリー指定化学物質リスト」表1-007項（オゾン層破壊物質）記載の化学物質を使用することを禁止します。但し、HCFC類を除きます。

なお、分析・測定及び商品開発など納入品の製造工程以外、あるいは冷凍機・空調機での使用は対象外とします。

#### 3-3 製品含有化学物質管理体制(CMS)の構築

お取引先様には、納入品に含有する化学物質を適切に管理するために、製品含有化学物質管理体制（以降CMS）の構築をお願いします。管理対象物質は弊社の定める含有禁止物質および含有報告物質を必須とし、含有管理物質を任意とします。

CMSの基本的な考え方および実施項目は、JAMP<sup>\*8</sup>（アーティクルマネジメント推進協議会）より発行された「製品含有化学物質管理ガイドライン」に記されており、以下のホームページからご参照頂けます。

また、上記以外のCMSを構築されている場合は、その内容を確認させて頂きます。

JAMP ホームページ <https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

お取引先様のCMS構築・運用状況を確認するため、上記ガイドラインによる監査を実施させて頂く場合があります。監査結果に基づき、運用の改善依頼をさせて頂き、適切な改善が見られない際は取引内容を見直す事があります。

## 4. 調達する製品に関する評価基準

### 4-1 グローリー指定化学物質の規制遵守

#### a) 指定化学物質選定の考え方

グローリーは、納入品(グローリー製品の構成部材またはOEM製品)に適用する化学物質規を定め、お取引先様に遵守をお願いしております。対象化学物質としては、EU RoHS指令やREACH規則などの国際的な法規制に関わる物質、および日本の法律の中で特定化学物質の製造・輸入・使用を規制する「化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律(化審法)」の「第一種特定化学物質」などを本調達基準において指定化学物質として規定しております。詳細は下記 b) をご参照ください。

#### b) グローリー指定化学物質

納入品(グローリー製品の構成部材またはOEM製品)は、弊社が定める下記①～③の各規制に適合していること。

但し、購入仕様書、図面等に個別の指定(例えば、下記物質群以外の化学物質に関する指定、異なる含有禁止基準、または異なる除外用途の適用等)がある場合はそれらを優先します。

また、本項における包装材は、お取引先様(またはお取引先様が業務を委託した運送業者)が行った包装を弊社で開梱せず、そのまま弊社の顧客に渡る包装材を対象とします。

万一納入品に弊社が定める禁止対象物質の含有が有り、それが原因で当社に損害が発生した場合、お取引先様との契約に基づき瑕疵担保責任を負っていただく場合があります。

#### ①含有禁止物質

- ・納入品(包装材を含む)には、「グローリー指定化学物質リスト」表1に記載の化学物質の含有を原則として禁止します。
- ・対象物質、含有禁止基準、及び含有率算出の考え方等の詳細については「グローリー指定化学物質リスト」表1及び注釈をご参照ください。
- ・但し、「グローリー指定化学物質リスト」表1eに示す除外用途に該当する場合は含有禁止の対象外とします。

#### ②含有報告物質

- ・納入品(包装材を含む)に、「グローリー指定化学物質リスト」表2に記載の化学物質が含有している場合、「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を報告してください。
- ・対象物質、対象となる条件、記録管理の内容、及び含有率算出の考え方等の詳細については、「グローリー指定化学物質リスト」表2及び注釈をご参照ください。

#### ③含有管理物質

- ・納入品(包装材を含む)に、「グローリー指定化学物質リスト」表3に記載の化学物質が含有している場合、「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を記録管理してください。
- ・対象物質、対象となる条件、記録管理の内容、及び含有率算出の考え方等の詳細については、「グローリー指定化学物質リスト」表3及び注釈をご参照ください。

※ 「グローリー指定化学物質リスト」は常に最新版を下記URLに掲載しておりますので、こちらをご確認ください。

URL: [https://www.glory.co.jp/csr/society/supplychain\\_management/#anchor05](https://www.glory.co.jp/csr/society/supplychain_management/#anchor05)

#### 4－2 省エネルギー

- a) 使用時、待機時の省電力化に配慮している。
- b) 省エネルギー法、国際エネルギースタープログラムの対象となる納入品はそれに適合している。

#### 4－3 再資源化への配慮

- a) 納入品は、使用するプラスチック材料の種類を可能な限り統一している。
- b) 納入品は、リサイクル困難な熱硬化性プラスチックの使用を可能な限り回避し、リサイクルが容易な汎用プラスチック材料等を使用している。  
(使用を推奨する汎用プラスチック)  
ポリエチレン(PE)、ポリスチレン(PS)、ポリプロピレン(PP)、  
アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン(ABS)
- c) 納入品は、ケーブルの被覆、電子部品の絶縁材料（熱収縮シート等）を除き、ポリ塩化ビニルを可能な限り使用していない。
- d) 納入品は、リサイクルを困難にするプラスチック材料表面の塗装および、めっき処理を可能な限り行っていない。
- e) 納入品は、質量25g以上かつ、平らな部分の面積が200mm<sup>2</sup>以上のプラスチック部品すべてにJISまたはISOの規格に沿った材料表示を行っている。
- f) 納入品に添付されるマニュアル等のドキュメント類は、再生紙を使用している。
- g) リサイクルを困難にする複合材料(FRP)、繊維強化金属(FRM等)を使用していない。

#### 4－4 処理、処分の容易化

- a) 納入品を分解するために特殊工具を必要としない。
- b) 小型二次電池は法令に基づいた適切な表示を行っている。

#### 4－5 包装材の環境配慮

- a) 包装材の削減に配慮している。
- b) 回収、再利用、リサイクル等、環境に配慮している。
- c) 再生材料を使用している。
- d) 廃棄処理時にダイオキシン等の発生が予想される物質を含有していない。

## 5. 情報の提供

### 5-1 納入品に関する情報の提供

次の情報について、弊社からの問合せ時に速やかにご提供ください。

使用部材に関する情報(構成材料の種類、及び弊社指定化学物質の含有有無、含有量、含有率、使用目的、使用部位等)。

※情報提供は、JAMP<sup>\*8</sup> が運用する情報伝達スキーム( chemSHERPA<sup>\*9</sup>)、または  
弊社独自フォーマット、弊社の顧客が指定するフォーマット等によります。

### 5-2 非含有保証書、含有報告物質(SVHC)確認書の提出

納入品について、化学物質に関する非含有保証書、含有報告物質確認書の提出を依頼した場合は、速やかにご提出ください。

#### a) ご提出していただく書類

・ RoHS指令<sup>\*7</sup>の特定有害物質に関する非含有保証書 【様式 a】

・ 含有禁止物質に関する非含有保証書 【様式 b】

・ 含有報告物質(SVHC)確認書 【様式 c】

### 5-3 回答方法

弊社から提示する電子ファイルにデータを入力し、弊社担当部門へご提出ください。  
なお、提出後、変更があった場合には再提出をお願いいたします。

a) 非含有保証書、含有報告物質(SVHC)確認書については会社名、責任者名欄に捺印  
したものをご提出ください。

b) chemSHERPAデータについては下記より入力支援ツールをダウンロードし、作成した  
データをご提出ください。

(操作要領の詳細が必要な場合は下記サイトをご参照ください)

URL:<https://chemsherpa.net/tool>

\*7 : RoHS (Restriction on Hazardous Substances, Directive 2011/65/EU) 指令  
欧州における電気電子機器に含まれる特定有害物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、  
PBB、PBDE、DEHP、BBP、DBP、DIBP)の使用制限に関する指令

\*8 : JAMP : Joint Article Management Promotion-consortium  
(アーティクルマネジメント推進協議会)

JAMPは、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための  
仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。これまでに、情報開  
示・伝達のためのツールや、ガイドラインなどを発表しています。

\*9 : chemSHERPA (製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム)

経済産業省の主導で、JAMP 及び旧JGPSSI を統合する形で作られたスキーム。  
製品に含有される化学物質を適正に管理し、拡大する規制に継続的に対応するため、  
サプライチェーン全体で利用可能な共通スキーム。  
2016年4月、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)が運用を開始しています。

## 6. 問合せ先

グローリー株式会社 生産本部 生産企画部  
〒670-8567  
兵庫県姫路市下手野1丁目3番1号  
TEL 079-297-3136  
FAX 079-294-1094  
E-mail green@ml.glory.co.jp

【改訂履歴】

第1版：2005年 7月21日	新規作成。
第2版：2005年12月15日	2. 環境方針の改正、6. 問合せ先の変更。
第3版：2006年 4月 1日	様式類の宛先の変更。
第4版：2006年10月 1日	社名の変更、2. 環境方針の改正、 3. お取引先様の環境保全活動に関する評価基準の変更 5. 情報の提供（様式、記入、作成方法）の変更 6. 問合せ先の変更
第5版：2007年 4月 1日	2. 環境方針の改正
第6版：2007年10月 1日	3. お取引先様の環境保全活動に関する評価基準の変更 4. 調達する製品に関する評価基準の変更 5. 情報の提供（様式、記入、作成方法）の変更 含有禁止基準の追加(別紙1) 全廃計画書(様式3,5)の廃止
第7版：2008年 7月 1日	購買担当役員を変更 1. トップマネジメントの役職を変更
第8版：2009年 1月 5日	別紙1 グローリー指定化学物質の変更 「グリーン調達調査共通化協議会」の改定内容の 折込み、含有禁止の除外用途変更
第9版：2009年 4月 1日	6. 問合せ先の変更 様式類の宛先の変更
第10版：2010年 2月15日	3. お取引先様の環境保全活動に関する評価基準の変更 4. 調達する製品に関する評価基準の変更 5. 情報の提供（様式、記入、作成方法）の変更 別紙1 グローリー指定化学物質の変更 ・PFOS を含有禁止物質に追加 ・SVHC(高懸念物質)を含有報告物質として追加。 ・様式-5含有報告物質(SVHC)確認書を新設 ・情報伝達シート(AIS, MSDSplus)を追加導入
第11版：2010年 6月25日	トップマネジメントを変更
第12版：2010年12月 1日	グローリー指定化学物質の詳細を、新設した「グローリー指定化学物質リスト」に移行
第13版：2011年3月 1日	6. 問い合わせ先(電話番号)の変更
第14版：2013年3月 1日	4. 4-1 瑕疵担保責任について追記 5. 5-3 回答ツールのバージョンアップに伴い操作マニュアルを 全面改正
第15版：2014年4月 1日	3. 3-3, 4. 4-1, 5. 5-3 項に記載のURLを変更 6. 問合せ先 E-mailアドレスを変更 様式の全面改正 【様式a】，【様式b】，【様式c】
第16版：2016年 4月 1日	トップマネジメントを変更 6. 問合せ先の変更、様式類の宛先の変更
第17版：2017年2月 1日	5. 5-3 項に記載のURLを変更
第18版：2017年8月 1日	5. 5-3項(回答方法の変更) ・グリーン調達調査回答ツールの削除 ・chemSHERPA(ケムシェルパ)の追加
第19版：2018年 4月 1日	環境方針を改訂
第20版：2019年2月 1日	5. 5-3項(回答方法の変更) ・情報伝達シート(AIS, MSDSplus)を削除
第21版：2021年 4月 1日	6. 問合せ先の変更

様式a

グローリー株式会社  
生産本部 生産企画部 宛

年 月 日

**RoHS指令の特定有害物質に関する  
非含有保証書**

業者コード:

会社名

社印

責任者名(役職名)

当社は、貴社へ納入する納入品の中で、下記部品リスト(補助リストを含む)で示す納入品(付属品、包装材など当社調達品を含む製品・部品・ユニットなど)に含まれる、下記の特定有害物質の含有について、下記のとおりであることを保証いたします。

なお、非含有とは、各部品を構成する素材の質量に対し、各物質の含有率が、各最大含有率を超えないことをいいます。また、別紙「含有禁止の除外用途」に該当する用途は、非含有とします。

- 下記の全品目が、下記の全物質非含有である。
- 一部の品目で、一部の物質を含有しているがその他の品目は、下記の全物質非含有である。  
詳細は、下記の部品リストに記載しています。

本回答における当社担当窓口

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

e-mail \_\_\_\_\_

記

**1. 対象となる特定有害物質と最大含有率**

物質名称									
最大含有率									

**2. 対象となる部品リスト( / 枚)**

No.	品目コード	品目名	メーカー名	型式	含有の有無	含有する物質
1					選択してください	
2					選択してください	
3					選択してください	
4					選択してください	
5					選択してください	
6					選択してください	
7					選択してください	
8					選択してください	
9					選択してください	
10					選択してください	
11					選択してください	
12					選択してください	
13					選択してください	
14					選択してください	
15					選択してください	
:						
:						
99					選択してください	
100					選択してください	

以上

GEP872-a1:\*\*\*\*-\*\*-\*\*

グローリー株式会社  
生産本部 生産企画部 宛

含有禁止物質に関する  
非含有保証書

業者コード:

会社名

社印

責任者名(役職名)

当社は、下記部品リスト(補助リストを含む)で示す品目に含まれる下記の含有禁止物質の含有について、  
下記のとおりであることを保証します。

なお、各物質の非含有の条件は、別紙「化学物質の含有禁止基準」によります。

下記の全品目が、下記の全物質非含有である。

一部の品目で、一部の物質を含有しているが、その他の品目は、下記の全物質非含有である。

詳細は、下記の部品リストに記載しています。

本回答における当社担当窓口

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

e-mail \_\_\_\_\_

## 記

## 1. 対象となる含有禁止物質

No.	物質名	CAS No.	法 <sup>注)1</sup>	No.	物質名	CAS No.	法 <sup>注)1</sup>
1	アスベスト類	-	(3)	20	ディルドリン	60-57-1	(1)
2	一部のアゾ染料・顔料	-	(3)	21	エンドリン	72-20-8	(1)
3	オゾン層破壊物質(CFC類、特定ハロン類、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、HBFC類、臭化メチル)	-	(2)	22	DDT	50-29-3	(1)
4	PFOS/PFOS類縁化合物	-	(1)	23	クロルデン類	-	(1)
5	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類	1336-36-3	(1)	24	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	-	(1)
6	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	61788-33-8	(3)	25	2,4,6-トリーターシャリーブチルフェノール	732-26-3	(1)
7	一部の短鎖型塩化パラフィン	-	(2)	26	トキサフエン	8001-35-2	(1)
8	三置換有機スズ化合物	-	(3)	27	マイレックス	2385-85-5	(1)
9	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	56-35-9	(1)	28	ケルセン	115-32-2	(1)
10	フマル酸ジメチル(DMF)	624-49-7	(3)	29	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	(1)
11	ジブチルスズ化合物(DBT)	-	(3)	30	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチレフェール	3846-71-7	(1)
12	ジオクチルスズ化合物(DOT)	-	(3)	31	ベンタクロロベンゼン	608-93-5	(1)
13	フッ素系温室効果ガス(HFC, PFC, SF6)	-	(2)	32	α-ヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6	(1)
14	ホルムアルデヒド	50-00-0	(4)	33	β-ヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7	(1)
15	リン酸トリス(2,3-ジプロモプロピル)(TRIS)	126-72-7	(3)	34	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン	58-89-9	(1)
16	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)	545-55-1	(3)	35	クロルデコン	143-50-0	(1)
17	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	70776-03-3	(1)				
18	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	(1)				
19	アルドリン	309-00-2	(1)				

注)1 主な適用法、参照基準等

(1)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

(3)REACH規則「制限」

(2)第1種特定化学物質

(4)オーストリア法、リニア法

(2)JIG(Joint Industry Guide)

## 2. 対象となる部品リスト( / 枚)

No.	品目コード	品目名	メーカー名	型式	含有禁止物質の含有状況	含有する物質No.
1					選択してください	
2					選択してください	
:					選択してください	
:					選択してください	
99					選択してください	
100					選択してください	

以上

GEP872-b1:\*\*\*\*-\*\*-\*\*

## 含有報告物質(SVHC)確認書

業者コード:

会社名

責任者名(役職名)

責任

含有報告物質(SVHC)の含有について、下記の状況であることを確認しております。

(含有報告物質:表2a\_SVHCリスト[\*\*\*物質\_\*\*\*\*,\*\*]参照)

※提出書類に変更が生じた場合あるいは提出書類に変更がなくても材料工程などに変更が生じた場合には、再提出をお願いします。

本回答における当社担当窓口

氏名 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
e-mail \_\_\_\_\_

濃度計算上の分母は納入品の総重量当たりです。↓

No.	品目コード	品目名	メーカー名	型番	高懸念物質(SVHC)の濃度	濃度が0.1wt%超の物質のNo.
1					選択してください	
2					選択してください	
3					選択してください	
4					選択してください	
5					選択してください	
6					選択してください	
7					選択してください	
8					選択してください	
9					選択してください	
10					選択してください	
11					選択してください	
12					選択してください	
13					選択してください	
14					選択してください	
15					選択してください	
16					選択してください	
17					選択してください	
18					選択してください	
19					選択してください	
20					選択してください	
:					選択してください	
:					選択してください	
98					選択してください	
99					選択してください	
100					選択してください	

以上

GEP872-c1:\*\*\*\*-\*\*\*-\*\*